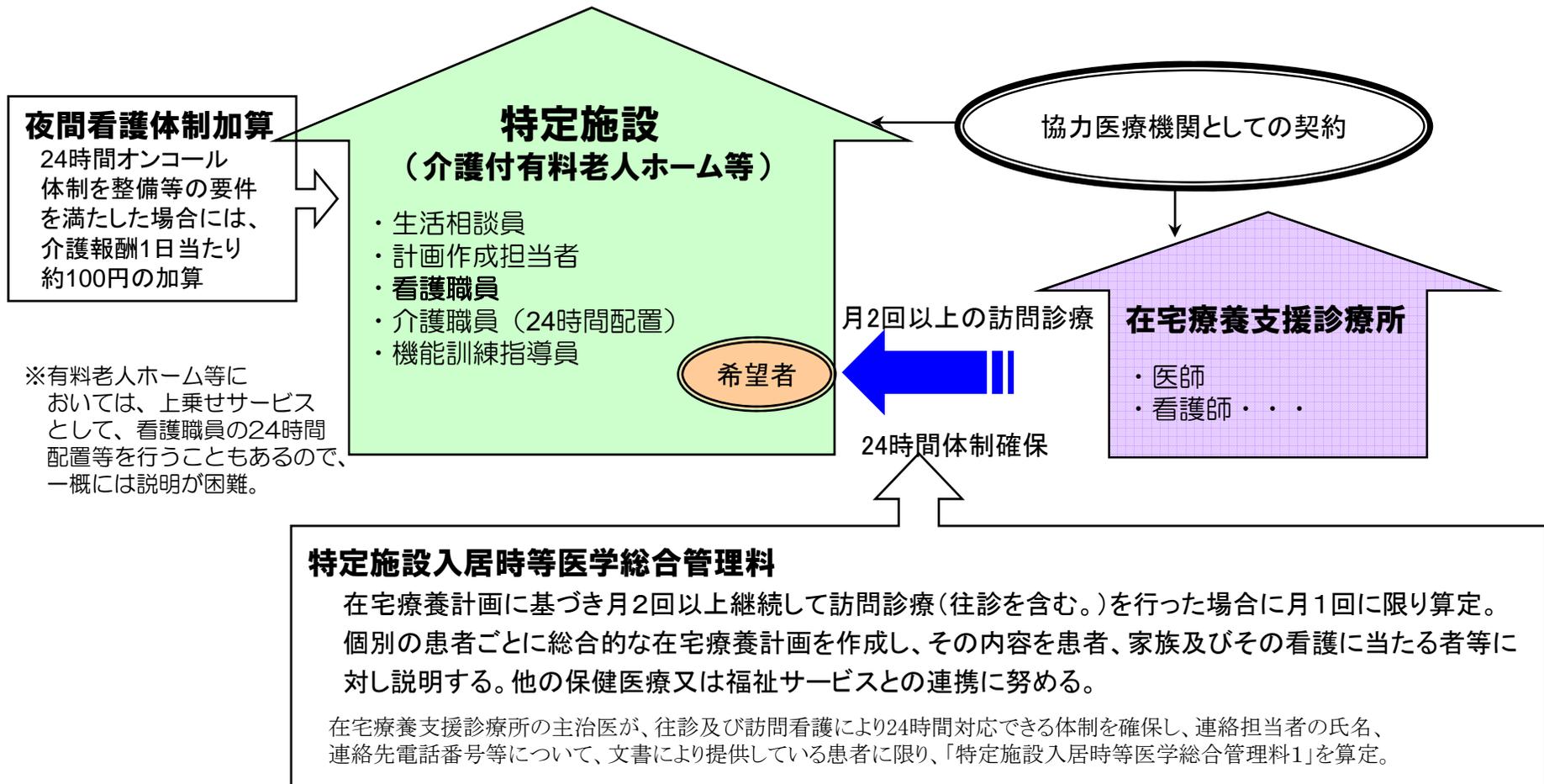


特定施設入居者に対する医療サービス

特定施設入居者に対する医療サービスは、在宅療養支援診療所などの外部の医療機関によって支えられている。

特定施設の看護職員は、健康管理、服薬管理や健康状態の把握などの療養上の世話を実施。



特定施設入居者に対する医療処置

特定施設入居者の重度化、医療依存度の高まりに伴い、看護職員(介護保険の指定基準上は日中帯しか配置されていない)しか行うことができない医療処置を必要とする入居者・入居希望者の対応に苦慮。(受入れの拒否や退去のお願いをせざるを得ない場面も。)

■有料老人ホームにおける医療処置への対応

(出典) 特定施設における医療サービス等の確保のあり方に関する調査研究(平成20年3月 野村総合研究所)

	入居時点で必要な場合は受け入れない。入居中に必要な場合でも入院・転居を勧める。	入居時点で必要な場合は受け入れない。入居中に必要な場合は対応している。	入居時点で必要な場合でもほとんど受け入れている。
胃ろうのケア	11.7%	27.0%	57.7%
胃ろう以外の経管栄養のケア	30.4%	37.9%	27.3%
吸引	28.9%	29.4%	38.2%

■「安心と希望の介護ビジョン」(厚生労働大臣の私的懇談会)

(2008年11月20日)《抜粋》

○当面、利用者の重度化が進み、夜間も含めた医療的なケアのニーズが高まっている施設において、必要な知識・技術に関する研修を受けた介護従事者が、医師や看護師との連携の下に、経管栄養や喀痰吸引を安全性が確保される範囲内で行うことができる仕組みの整備

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会
(2009年2月10日～)

□ 特定施設においても、介護従事者も経管栄養や喀痰吸引を安全性が確保される範囲内で行うことができるよう要望する。

3. 高齢者の住まいに関する規制の適正化

有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅は、いずれも高齢者に安心を提供する住まいであるが、その規制に関して差異がある。

安心した高齢者の住まいを整備する観点から、説明がつく範囲で規制の緩和をお願いしたい。

…参考資料2

(例) 有料老人ホームにおける容積率の緩和

高齢者専用賃貸住宅	有料老人ホーム
高齢者専用賃貸住宅は「共同住宅」に含まれ、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入されない。 (建築基準法第52条第6項)	有料老人ホームは「共同住宅」に該当しないとされ、左記の措置(容積率の緩和)は、適用されない。



□ 有料老人ホームも、実態としては高齢者の共同住宅であり、建築基準法の解釈により、共同住宅として共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を容積率に算入しない措置を認めていただきたい。

4.都道府県による指導のバラツキの統一

介護保険事業、老人福祉事業に関して、各都道府県による指導のバラツキが見られる。
厚生労働省の求め(※1)に応じて2007年度末に実態を報告(※2)したが、
2008年度中に対応が取られず、2009年度にようやく検討が行われる見込み。

※1:平成20年3月5日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室から各介護保険事業者団体あて事務連絡
「指導監査業務の実態把握のためのアンケート調査の実施について」

※2:平成20年3月31日付け特定施設事業者連絡協議会から厚生労働省老健局総務課介護保険指導室あて事務連絡
「指導監査業務の実態把握のためのアンケート調査の実施について(回答)」 ……参考資料3

(例) 生活相談員に、法令に根拠のない資格要件を求める

法令上のルール	一部の都道府県
利用者100人まで常勤換算1人以上の「生活相談員」を配置しなければならない。 (資格要件なし)	生活相談員は、「社会福祉士」、「社会福祉主事」等でなければならない。



□ 早急に法令に根拠のない指導等を慎むよう指導していただくことを要望する。

5.EPAによる介護士の特定施設での受け入れ容認

EPA(経済連携協定)による介護福祉士候補者の受け入れ(資格取得前)については、特別養護老人ホーム等に限定されている。

インドネシア、フィリピンからのEPAによる介護福祉士候補者の受け入れが開始されているが、日本側の受け入れ施設が不足している現状。

受入れ施設の範囲

	高齢者関係	障害者(児)関係	その他
入所型施設 (原則、資格取得前後ともにその施設単独で受け入れ可能)	資格取得前に受け入れ可能な施設(別表第1) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・障害者支援施設 ・福祉ホーム ・知的障害児施設 ・肢体不自由児施設 等		
	資格取得後は受け入れを行うことが出来る施設(別表第4) ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム 等		
通所型施設 短期入所型施設等 (資格取得前は入所型施設(例外を除く。)と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。受け入れ可能。資格取得後は単独でも受け入れ可能。)	条件付きで資格取得前に受け入れ可能な施設(別表第2) ・老人デイサービスセンター ・短期入所施設 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・認知症対応型通所介護 ・障害福祉サービスのうち生活介護、療養介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練等 ・地域活動支援センター ・知的障害児通園施設 等		
居宅系サービス	※居宅系サービスについては、施設種別を問わず、就労不可		

資格取得後は、別表第1・2・4の施設で受け入れ可能



□ 特定施設においても、EPAによる介護福祉士候補者の資格取得前の受け入れが可能となるよう要望する。